

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>

1. 事業所概要

事業所名称	関越病院
所在地	埼玉県鶴ヶ島市脚折145番地1
法人名	社会医療法人社団新都市医療研究会〔関越〕会
代表者名	理事長 安村 寛
電話番号	049-287-3244(直通)
FAX番号	049-287-3244
指定事業所番号	1116200075
通常の事業の実施地域	鶴ヶ島市、坂戸市、川越市（うち西部地区に限る） ※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	社会医療法人社団新都市医療研究会〔関越〕会が開設する関越病院（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護者等に対し、適正な指定訪問リハビリテーション事業及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。
運営方針	事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、必要なリハビリテーションを行うことによって、利用者の心身機能及び生活機能の維持回復を図るものとする。

3. 職員体制

従業者の職種	理学療法士	作業療法士
員数	1名以上	1名以上

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日。ただし、祝祭日および12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	平日、第2・4土曜日：午前9時から午後5時 第1・3土曜日：午前9時から正午

5. サービス内容

訪問リハビリテーション計画に沿った必要な訪問リハビリテーションの提供、住宅改修や福祉用具の選定に関するアドバイスを行います。

6. 利用料等

(1) 訪問リハビリテーション利用料

訪問リハビリテーション費（1回につき20分）	308単位/回
介護予防訪問リハビリテーション費（1回につき20分）※	298単位/回
サービス提供体制強化加算（I）	6単位/回
短期集中リハビリテーション実施加算 （退院（所）日又は認定日から3月以内）	200単位/日

※利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた際は
予防訪問リハ12月超減算（30単位/回）が適応されます。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、実施地域を越えた地点から居宅までの距離に応じて交通費の実費が必要となります。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5km未満	200円
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5km以上10km未満	300円
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10km以上	400円

(3) その他の費用

サービス実施に必要な居宅の水道、ガス、電気等の費用はご負担いただきます。

7. 利用料等の支払方法

毎月10日以降に前月分の利用料の請求をいたしますので、月末までにお支払い下さい。お支払い方法には、以下の種類がございます。

- (1) 関越病院外来会計窓口でのお支払い（お会計時、領収書を発行します。）
- (2) 振込票によるコンビニエンスストア決済でのお支払い（入金確認後、領収書を発行します）※

※お支払いにかかる手数料（270円）はご負担いただきます。

8. サービスに関する相談・苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情担当

リハビリテーション科 富樫 誠	電話 049-287-3244(直通)
-----------------	---------------------

(2) その他

当事業所以外に行政の相談・苦情窓口等でも伝えることができます。また、関越病院内に設置されているご意見箱もご利用下さい。

鶴ヶ島市役所 高齢者福祉課	電話 049-271-1111(代表)
坂戸市役所 高齢者福祉課	電話 049-283-1331(内線438)
川越市役所 介護保険課	電話 049-224-8811(代表)
埼玉県国保連合会 介護保険課	電話 048-824-2568(苦情相談専用)

9. 緊急時の対応方法

サービス提供中に病状の急変があった場合、その他必要があった場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、家族、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	医療機関名	
	氏名	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名	
	電話番号	

10. 携帯電話について

訪問するスタッフは基本的に院外で従事するため、携帯電話で連絡を取り合っています。そのためサービス提供中においても携帯電話にて対応させて頂くことがありますので、あらかじめご了承ください。

11. 担当外スタッフの同行について

訪問するスタッフは原則として同一曜日は同一スタッフが担当しますが、業務の都合により別のスタッフが訪問する場合があります。その際の申し送りと紹介を兼ねて、他のスタッフが同行でお伺いすることがありますのでご了承ください。

12. 感染防止対策について

インフルエンザ、感染性胃腸炎など感染症が流行する時期は、感染予防のためマスクの着用や手指の洗浄等をする必要があります。その際、洗面所等をお借りすることがございますのでご了承ください。

13. 虐待防止について

利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策などの必要な体制整備を行うとともに、従事者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施するなどの措置を講じます。

14. 身体拘束などの禁止について

利用者または第三者などの生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

15. 介護保険法の改正

国が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

16. その他

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

令和 年 月 日

<事業者>

所在地 埼玉県鶴ヶ島市大字脚折 145 番地 1
法人名 社会医療法人社団新都市医療研究会〔関越〕会
事業所名 関越病院

説明者 _____

関越病院の訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションのサービス提供開始に当たり、上記により重要事項の説明を受けました。

<利用者>

住所 _____

氏名 _____

<代理人>

住所 _____

氏名 _____

利用者との関係 ()